坂出市高齢者福祉計画 および 第9期介護保険事業計画 骨子(案)

> 令和5年11月 坂出市

目次

第1章	章 計画策定の趣旨	1
1	策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	他計画との関係	3
5	計画の策定体制	4
6	第8期計画の取組と評価	6
第2章	章 坂出市における高齢者を取り巻く現状	. 13
1	高齢者の現状について	. 13
2	介護保険被保険者数・認定者数の現状について	. 19
3	日常生活圏域について	. 25
4	アンケート調査結果について	. 30
第3章	章 高齢者人口等の将来推計	. 32
1	高齢者人口、要支援・要介護認定者数等の推計	. 32
2	圏域別人口、要支援・要介護認定者数の推計	. 36
第4章	章 計画の基本理念および基本目標	. 39
1	基本理念	. 39
2	基本目標	. 40
3	施策の体系	. 41
第5章	章 計画の推進体制	. 42
1	全庁的な取組	. 42
2	広報体制の充実	. 42
3	PDCAサイクルを通じた地域マネジメントの推進	. 42
第6章	章 施策の推進	. 43
1	介護予防と社会参加の推進	. 43
2	高齢者の生活を支える体制の充実	. 49
3	認知症施策の推進	. 56
4	包括的な支援体制の拡充	. 60
5	介護サービスの質的向上	. 66
第7章	章 介護保険事業費の見込みおよび保険料	. 69
1	介護保険事業の見込み	. 69
2	介護保険料基準額の設定	
資料網	編	. 88
1	坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画について(提言)介護保険料基準額の設定	. 88
2	計画策定の経過	
3		
4	坂出市高齢者福祉計画等策定協議会委員名簿	
5	用語解説 Tiping Tiping Tip	

第1章 計画策定の趣旨

I 策定の背景

わが国の総人口は約1億2,500万人で、2009 (平成21) 年をピークに14年連続で減少している状況にあります (総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数」)。一方、人口構造は、老年人口(65歳以上)が減少に転じたものの、2015 (平成27)年以降は年少人口(0~14歳)の2倍以上で推移しています。そして将来的には、2025 (令和7)年になると団塊世代(1947年~49年生まれ)が後期高齢者層(75歳以上)に入り、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に人口構造の局面が変化し、2040 (令和22)年には団塊ジュニア世代(1971年~74年生まれ)が全て老年人口となり再び高齢者数が急速に増加するなど、人口構造の大きな変化が見込まれています。また、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は、2060 (令和42)年頃まで増加傾向が続くことが見込まれており、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化のピークを超える地域もあるなど、人口構成の変化や医療・介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なってきます。

国では、こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を検討することが重要であるとしています。また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新たな生活様式等も踏まえ、高齢者福祉・介護保険制度に関する事業等についても、安全と安心を確保するための創意工夫を常に行うことが今後も求められています。

本市では、2000 (平成 12) 年度に介護保険制度がスタートされて以降、高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定し、さまざまな高齢者福祉施策の推進に取り組んできました。第8期計画では、2040 (令和 22) 年までの長期的視点に立ち「誰もが安心して いきいきと 暮らせる 地域づくり」を基本理念に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。

本計画は、これまでの取組を引き継ぎながら、改めて 2025 (令和7) 年、そして 2040 (令和 22) 年までの見通しを十分に検討した上で、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図り、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを進める計画として、「坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。 高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画で、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、本市における要介護者や要支援者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

高齢者福祉計画

すべての高齢者施策に関する基本的方向や目標など取り組むべき施策全般を定める計画

介護保険事業計画

介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、 介護保険事業の円滑な実施に関する計画

3 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度~2026(令和8)年度の3年間です。

本計画の期間において、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる、これまで「地域包括ケアシステムの構築」の目途としていた2025(令和7)年を迎えることになります。

高齢者人口がピークを迎える 2040 (令和 22) 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる中で、2025 (令和7) 年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保することが重要となっています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
<2025 年までの中長期的な見通し>								
			h <u>e he</u>	, - O #0=Li=i				
第	第8期計画			9期計画		第	10 期計画	i \
2021~2023			20	24~2026			$027 \sim 2029$	· >
	2. 2020						, , , ,	

4 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、高齢者に関わるさまざまな計画との整合性を持ったものとします。

特に、「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざす計画である「坂出市地域福祉計画」の理念を本計画の根底に位置づけ、本市のさまざまな福祉分野の計画と整合性と連携を持った計画とし、さらに県をはじめとした関係機関の福祉分野の計画とも整合性と連携をもって策定します。

図	

5 計画の策定体制

(1) 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会

保健・医療・福祉・介護の各分野における専門家、学識経験者、被保険者の代表者等を委員とする「坂出市高齢者福祉計画等策定協議会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

一般高齢者および事業対象者、要支援認定者を対象に 2023 (令和5) 年2月 10 日から 2023 (令和5) 年3月 10 日の期間で調査を実施しました。

	配布数	回答数	回答率
一般高齢者・事業対象者	2,500通	1,777通	71. 1%
要支援認定者	1,000通	681通	68.1%

(3) 在宅介護実態調査の実施

在宅で生活している要支援・要介護者のうち、2023(令和5)年1月~4月の期間に「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」のための、認定調査を受けたかたを対象に実施しました。

	調査件数	回答数	回答率
要支援・要介護認定者(更新・変更申請)	474件	265件	55. 9%

(4)介護サービス事業者・法人アンケート調査の実施

市内で事業所を運営している介護サービス事業者にアンケート調査を実施し、新たに介護サービスの取組意向がある事業者にはヒアリング調査を 2023 (令和5) 年8月から9月の期間で実施しました。

(5) 地縁組織や各種団体等アンケート調査の実施

自治会、民生児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ、婦人会、シルバー人材センター、社会福祉協議会等へのアンケート調査を 2023 (令和5) 年8月から9月の期間で実施しました。

(6) 庁内関係各課への意見聴取の実施

「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」の事業の取組の実績、評価、課題と対応策について調査を2023(令和5)年6月に行い、次期計画に向けて意見を10月から11月の期間で聴取しました。

(7) パブリックコメントの実施

本計画の内容に関して市民の意見を求めるため、意見公募を実施しました。

6 第8期計画の取組と評価

第8期計画における高齢者施策の展開として5つの具体項目ごとに取り組みを進めてきました。そこで、第8期計画の取組状況を評価し課題を抽出したうえで、第9期計画の策定に 取り組みます。

会議	開催日
令和3年度	令和4(2022)年3月25日
坂出市介護保険事業計画運営推進委員会	
令和4年度	令和5 (2023) 年3月16日
坂出市介護保険事業計画運営推進委員会	
令和5年度	令和5(2023)年7月6日
第1回坂出市高齢者福祉計画等策定協議会	

■ 第8期計画の取組と評価

1)介護予防と社会参加の推進

■推進施策:介護予防の充実

運動器の機能向上や転倒予防など、介護予防に向けた取り組み強化のため介護予防教室の充実を図るとともに、オリジナル体操の「ころばんで体操」の普及に取り組みました。また、通いの場にリハビリ職などの専門職を派遣し、フレイル予防の推進に取り組みました。

<主な取組>

- ・住民主体の通いの場への専門派遣
- ・転倒予防・認知症予防のためのはつらつ教室やコグニサイズなど、一般介護予防教室の開催
- ・リハビリ専門職によるオリジナル体操「ころばんで体操」の作成・普及
- ・介護予防サポーターの養成など地域の担い手の創出ならびに活動の場づくり
- ・管理栄養士による身近な場所で気軽にできる相談場所の整備

<評価と課題>

保健事業と介護予防の一体的な取り組みの推進の中で、通いの場などにリハビリ職などの専門職を派遣し、フレイル予防するための支援を行いました。また、管理栄養士による各地区での相談事業として「まちあい保健室」を実施し、身近な場所で気軽に相談できる場所の提供を行いました。

今後は各種教室運営や通いの場への支援を行いつつ、元気高齢者が活躍する地域を目指し、介護予防の強化に取り組みます。

■推進施策:元気高齢者の活動支援

新型コロナウイルス感染症の影響で、通いの場などのイベント等が開催されない中で、機会を捉え、食生活や運動習慣などのフレイル予防について普及啓発を行ってきました。また、若い世代からの生活習慣病予防などの健康づくりへの関心を持ってもらえるように健康診断の受診勧奨などの取り組みました。

<主な取組>

- ・民間事業者と連携し、オーラルフレイルの普及啓発を目的にした、オーラルヘルスケアリ ーダーの育成
- ・県事業「かがわ健康ポイント事業」と連携し、坂出市独自のポイント事業の開設
- ・特定健康診査の受診勧奨や健康教育、健康相談などの保健指導の実施による健康づくりの 推進
- ・ラジオ体操普及活動など生涯学習やスポーツ活動を通じての生きがいづくりの推進

<評価と課題>

新型コロナウイルス感染症の影響で、通いの場やイベント等を開催することができず、 思うような普及啓発活動を行うことができませんでした。

今後も、高齢者の趣味や生きがいづくりの重要性の普及啓発を行うとともに、若い世代から健康づくりに関心を持ってもらえるような取り組みを行っていきます。

2) 高齢者の生活を支える体制の充実

■推進施策:「坂出ささえまろネットワーク」の充実

地域の実情に応じた取り組みを行うために、第2層協議体の会を開催し、各協議体ご との話し合いを行い、また、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら、見守り 活動を実施しました。

<主な取組>

- ・第2層協議体での話し合いの開催
- ・民生委員による見守りと相談支援活動の実施

<評価と課題>

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域での活動自体が縮小され、話し合う機会があまり持てませんでしたが、その中でも民生委員による見守りや地域の配食サービスの実施を地道に行いました。

今後は、地域の活動も再開されつつあり、積極的に地域住民と協働しながら、地域の課題について取り組んでいきます。

■推進施策:在宅生活支援の充実

在宅介護をされている家族の支援のための介護支援サービスを継続して行いました。 また、ひとり暮らしの高齢者に対する高齢者見守り支援事業などを継続実施し、高齢者 が安心して在宅で生活できる支援を実施しました。

<主な取組>

- ・寝具乾燥消毒サービス事業や老人入浴サービス給付の継続実施
- ・在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業や介護慰労金支給事業の継続実施
- ・老人福祉電話貸与事業や要援護老人給食サービス事業の継続実施
- ・見守り協定事業の実施(郵便局、JA、新聞販売店)

<評価と課題>

ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、見守り協定事業の協定事業者からの連絡が増えてきており、今後も増加すると考えられます。引き続き、警察や消防と連携をとりながら、安心して生活できる環境づくりに努めていきます。

■推進施策:安心して生活するための環境づくり

高齢者だけでなく障がい者などすべてのかたが生活しやすい地域にするために、他課 と連携し、災害時を想定した取り組みを含め支援体制の整備に取り組みました。

<主な取組>

- ・循環バスやデマンド型乗合タクシーの利用促進
- ・高齢者向けの交通安全に向けた事業の実施
- ・災害時などを想定した支援体制事業の実施

<評価と課題>

交通安全や災害時の対応など、継続して広く周知していくことが重要であり、一人ひとりが自分のこととして捉え行動できるように、地域での取り組みを含め、体制づくりの推進をしていきます。

■推進施策:高齢者の権利擁護と虐待防止

成年後見制度利用促進体制整備事業の推進し、市民後見人の新規養成を行いました。 出前講座などを通して、高齢者の権利擁護と虐待防止について、地域住民に対し、普及啓 発を行うとともに、関係機関との連携強化に努めました。

<主な取組>

- ・市民後見人新規養成の実施
- ・出前講座にて権利擁護と虐待防止についての講習の実施
- ・専門職や関係機関との連携強化
- ・成年後見制度利用支援事業による市長申立ての実施

<評価と課題>

市民後見人新規養成を行うことで、成年後見人の受け皿を増やし、認知症になっても高齢者が安心して尊厳ある生活を過ごすことができるよう体制づくりを行いました。高齢化率が増加していく中で、成年後見制度を含めた権利擁護への普及啓発が必要になってくると考えます。今後も関係機関と連携し、対応力の向上に努めます。

3) 認知症施策の推進

■推進施策:認知症の理解を深めるための普及啓発

認知症のかたが、その人らしく生活できるように、地域住民に対して、認知症について 正しく理解し、支援できるような地域づくりのために、認知症についての普及啓発に取 り組みました。

<主な取組>

- ・出前講座での認知症サポーター養成講座の実施
- ・認知症サポーター養成講座修了者へのフォローアップ研修の開催
- ・認知症ケアパスの活用
- ・世界アルツハイマーデーでの普及啓発の実施
- ・出前講座での「認知症予防」についての講座の実施

<評価と課題>

世界アルツハイマーデーと連動した普及啓発では、図書館やスーパーと連携し、広く認知症についての普及啓発に取り組むことができたと考えています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、小・中学校からの認知症サポーター養成講座の実施ができませんでした。今後は、幅広い対象者への認知症サポーター養成講座の実施について検討する必要があります。

■推進施策:認知症に人や関わる人への支援

認知症のかたの早期発見・早期対応を目的に、普及啓発活動や、家族介護者への支援の ための取り組みを行いました。

<主な取組>

- ・もの忘れ・けんしんの継続実施
- ・認知症初期集中支援チームの活動実施
- ・認知症カフェ「さかいでオレンジかふぇ」の普及啓発
- ・坂出市まいまいこ(はいかい)高齢者おかえり支援事業の推進

<評価と課題>

もの忘れ・けんしんの実施により、認知症の早期発見・早期対応の重要性の普及啓発ができたと考えています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、認知症カフェが開催されず、認知症本人やその家族への支援が十分にできませんでした。認知症の普及啓発には、本人やその家族の視点を含めた施策の推進が必要であると考えることから、今後は、本人やその家族が自分自身のことを発信する場の提供を行います。

4)包括的な支援体制の強化

■推進施策:地域包括支援センターの機能強化

複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、他課や他機関と連携した支援を行えるような体制づくりを進めるとともに、地域の相談窓口としての周知を行いました。

<主な取組>

- ・「ダブルケア」に関する相談支援の実施
- ・他課や関係機関との連携の強化

<評価と課題>

今後も複雑化・複合化したケースが増加してくると思われるため、重層的な支援ができるような体制づくりを進めていきます。

■推進施策:地域ケア会議の充実と適切なケアマネジメントの推進

高齢者の実情に応じた、自立支援・重症化防止のための適切なケアマネジメントを行いました。地域ケア会議を通じて、地域の課題やニーズについて把握・検討し、解決に向けて取り組みました。

<主な取組>

- ・地域ケア会議の随時開催
- ・自立に向けた事例検討会の実施
- ・ケアマネジャーの新規ケアプランチェック事業の実施

<評価と課題>

自立支援に向けた個別ケース会や困難事例に対しての支援を検討するケース会を通して、 介護支援専門員のケアマネジメントの向上を図ることができたと考えます。

今後も地域ケア会議を通して、地域の課題やニーズに対しての社会資源の開発や政策形成につなげていきます。

■推進施策:在宅医療・介護連携の推進

坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターと連携し、地域の在宅医療や介護の支援 の把握を行いました。多職種との連携を強化することで、切れ目ない在宅医療と介護の 仕組みづくりに取り組みました。

<主な取組>

- ・医療・介護関係者による事例検討会
- ・医療・介護関係者の顔の見える関係づくりの実施
- ・コーディネーターを中心とした相談窓口の周知啓発

<評価と課題>

多職種研修会を通して、顔の見える関係づくりを構築できたと考えております。

今後も在宅医療と介護の連携強化をするために、多職種研修会を実施するとともに、地域住民に対しての ACP の周知啓発に力を入れて取り組んでいきます。

5)介護支援の推進

■推進施策:介護サービス事業所への支援

介護サービス事業所からの相談に応じ、支援による介護サービスの質の向上に努めました。

<主な取組>

・介護サービス事業所への相談支援事業

<評価と課題>

今後も、介護サービス事業所からの相談に積極的に応じ、高齢者の権利擁護や介護サービスなど高齢者の支援に対する質の向上に取り組んで行きます。

■推進施策:持続可能な介護保険制度運営

高齢者にとって、より身近で利用しやすい制度の実施を心がけ、わかりやすく公正・公平な事業運営を目標に、情報提供や相談対応に取組むとともに、介護給付適正化計画に基づいた検証・評価・見直しを実施しました。

<主な取組>

- ・広報誌やホームページ等での周知、老人大学や出前講座の実施
- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプラン、住宅改修・福祉用具、医療情報との突合・縦覧の点検
- ・介護給付費通知の送付
- ・居宅介護支援事業者等への指導・助言
- ・事業所への介護サービス相談員の派遣

<評価と課題>

介護保険制度に対する理解を促進し、適切な利用に結びつくよう、情報提供を行うとともに、サービス事業者等との連携や利用者からの相談対応を通じて、介護サービスの質の向上に努めました。また、ケアプランの点検等の適正化事業については確実に実施することができました。今後も介護保険制度の変更を踏まえた周知活動と適正化事業に取り組み、持続可能な介護保険制度の運営に向けて給付費の適正化に注力していきます。

第2章 坂出市における高齢者を取り巻く現状

l 高齢者の現状について

(1) 人口等の状況

本市の総人口の推移をみると、2018 (平成30) 年の53,352 人から、2023 (令和5) 年には50,715 人と2,637 人減少しています。また、年齢3 区分人口の状況をみると、年少人口および生産年齢人口ともに年々減少しています。

一方、高齢者人口については、2018(平成30)年以降減少していますが、高齢化率は上 昇傾向にあり、2023(令和5)年には35.0%となっています。

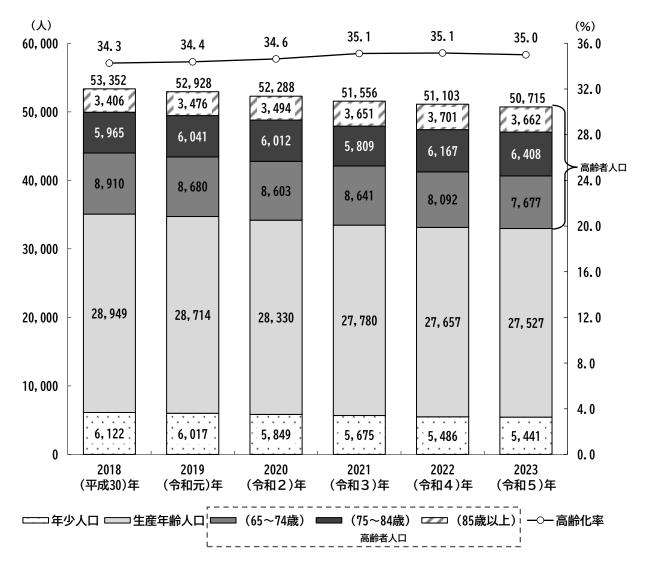
人口の推移状況

単位:人、%

区分	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	(平成30)年	(令和元)年	(令和2)年	(令和3)年	(令和4)年	(令和5)年
総人口	53, 352	52, 928	52, 288	51,556	51, 103	50, 715
年少人口 (0~14歳)	6, 122	6,017	5, 849	5, 675	5, 486	5, 441
構成比	11.5	11.4	11.2	11.0	10.7	10.7
生産年齢人口 (15~64歳)	28, 949	28, 714	28, 330	27, 780	27, 657	27, 527
構成比	54.3	54.3	54. 2	53.9	54.1	54.3
高齢者人口	18, 281	18, 197	18, 109	18, 101	17,960	17, 747
構成比	34.3	34.4	34.6	35.1	35.1	35.0
(65~74歳)	8,910	8,680	8,603	8, 641	8,092	7, 677
構成比	16.7	16.4	16.5	16.8	15.8	15.1
(75~84歳)	5, 965	6,041	6,012	5, 809	6, 167	6, 408
構成比	11.1	11.4	11.5	11.3	12. 1	12.6
(85歳以上)	3, 406	3, 476	3, 494	3, 651	3, 701	3, 662
構成比	6.4	6.5	6.7	7.1	7.2	7.2

資料:住民基本台帳【各年10月1日現在】 ※2023(令和5)年は4月1日現在

人口の推移状況



資料:住民基本台帳【各年10月1日現在】 ※2023(令和5)年は4月1日現在

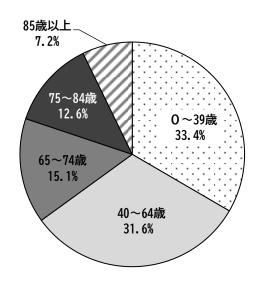
(2) 高齢者等の状況

2023 (令和5) 年における高齢者の状況をみると、65歳以上の高齢者数は 17,747人となっており、そのうち 65~74歳の前期高齢者数が 7,677人、75歳以上の後期高齢者数が 10,070人となっています。

人口構成状況

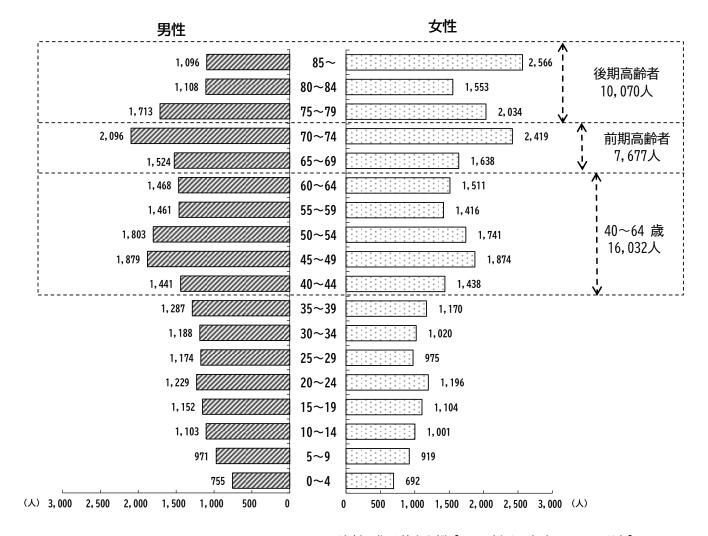
単位:人、%

	区分		人口	割合
0~	39歳		16,936	33. 4
40~	64歳		16, 032	31.6
65歳	以上(高齢者)		17, 747	35. 0
	前期高齢者	65~74歳	7, 677	15. 1
	※ 田 古 松 老	75~84歳	6, 408	12.6
	後期高齢者	85歳以上	3, 662	7.2
合詞	†		50, 715	



資料:住民基本台帳【2023(令和5)年4月1日現在】

人口構成状況



資料:住民基本台帳【2023(令和5)年4月1日現在】

高齢化率の状況を全国および香川県全体と比較すると、本市の高齢化率は高い状況が続いています。

高齢化率の推移比較

単位:人、%

区人	2010(平成22)年	2015(平成27)年	2022(令和2)年		
区分	高齢化率	高齢化率	高齢者数	高齢化率	
全国	23.0	26. 6	35, 335, 805	28.7	
香川県	25.8	29.9	296, 533	31.9	
坂出市	29.1	34. 3	18, 171	36.2	

資料:国勢調査

高齢化率の比較(県内8市)

単位:%

項目	坂出市	高松市	丸亀市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かかす	三豊市
高齢化率	36.2	28.8	29.1	30.9	34.3	37.5	42.7	36.6

資料:国勢調査【2020(令和2)年】

(3)世帯の状況

本市の世帯の推移をみると、65歳以上の世帯員のいる世帯の割合は、2015(平成27)年から0.2ポイント減少し52.0%となっています。また、高齢単身者世帯については一般世帯に占める割合が増加しています。

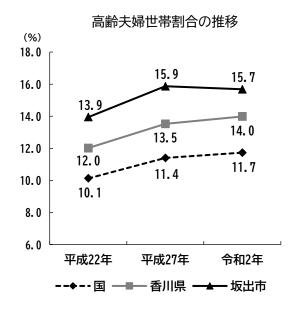
世帯の推移

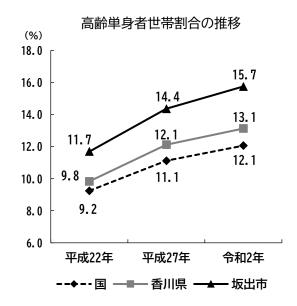
単位:世帯、%

		2010(平月	成22)年	2015(平月	成27)年	2020(令和2)年			
	区分			世帯数	一般増に占める場合	世帯数	一般増に占める場合	世帯数	一般地帯に占める割合
			国	51, 842, 307	100.0	53, 331, 797	100.0	55, 704, 949	100.0
	一般	世帯	香川県	389, 652	100.0	397,602	100.0	406, 062	100.0
			坂出市	21, 344	100.0	21, 294	100.0	21, 207	100.0
	65歳以上の		国	19, 337, 687	37. 3	21, 713, 308	40.7	22, 655, 031	40.7
	世帯	員の	香川県	162, 455	41.7	180, 429	45.4	184, 337	45.4
	いる	世帯	坂出市	10, 205	47.8	11, 109	52. 2	11,029	52.0
		- 154 1	玉	5, 250, 952	10.1	6, 079, 126	11.4	6, 533, 895	11.7
		高齢夫婦 世帯	香川県	46,830	12.0	53, 781	13.5	56, 782	14.0
		_ 113	坂出市	2,977	13.9	3, 379	15.9	3, 325	15.7
		- iFA >>/ -	国	4, 790, 768	9. 2	5, 927, 686	11.1	6, 716, 806	12.1
		高齢単身 音世帯	香川県	38, 301	9.8	48, 194	12. 1	53, 301	13.1
		者世帯	坂出市	2, 495	11.7	3, 058	14. 4	3, 339	15.7

資料:国勢調査

※高齢夫婦世帯・・・夫 65 歳以上妻 60 歳以上の1組のみの一般世帯





_____ 2 介護保険被保険者数・認定者数の現状について

(1)介護保険被保険者の状況

介護保険被保険者の推移状況をみると、第1号被保険者は2018(平成30)年以降減少が続いており、2023(令和5)年では17,684人となっています。また、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向にあります。

介護保険被保険者の推移状況

単位:人

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
区分	(平成30)	(平成31)	(令和2)	(令和3)	(令和4)	(令和5)
	年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年1月末
第1号被保険者 (65歳以上)	18, 224	18, 150	18, 014	18, 013	17, 899	17, 684
前期高齢者 (65~74歳)	8, 891	8, 705	8, 559	8, 634	8, 359	7, 784
後期高齢者 (75歳以上)	9, 333	9, 445	9, 455	9, 379	9, 540	9, 900

資料:見える化システム

(2) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の推移状況をみると、2023(令和5)年1月末で3,545人となっています。

要支援・要介護認定者数と認定率の推移

単位:人

区分		認定者数							
		2018	2019	2020	2021	2022	2023		
		(平成30)	(平成31)	(令和2)	(令和3)	(令和4)	(令和5)		
		年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年1月末		
		(18, 224)	(18, 150)	(18, 014)	(18,013)	(17, 899)	(17, 684)		
	要支援1	775	795	790	796	792	783		
	要支援2	552	604	636	655	620	594		
第 1	要介護1	688	695	716	746	785	778		
号	要介護2	408	425	426	418	419	409		
第1号被保険者	要介護3	337	324	306	356	346	354		
者	要介護4	353	370	360	382	373	355		
	要介護5	273	230	243	219	228	217		
	小計	3, 386	3, 443	3, 477	3, 572	3, 563	3, 490		
	要支援1	7	3	10	9	9	6		
	要支援2	11	12	11	16	17	16		
第	要介護1	5	9	4	7	5	8		
号如	要介護2	11	12	14	11	9	9		
第2号被保険者	要介護3	7	5	2	5	3	3		
	要介護4	4	4	3	5	6	7		
	要介護5	3	5	4	3	4	6		
	小計	48	50	48	56	53	55		
合	it in the second	3, 434	3, 493	3, 525	3, 628	3,616	3, 545		

資料:見える化システム

認定率は 2022 (令和4) 年まで上昇していますが、2023 (令和5) 年1月末では 0.2 ポイント減少し 19.7%となっています。

単位:%

区分		認定率							
		2018	2019	2020	2021	2022	2023		
		(平成30)	(平成31)	(令和2)	(令和3)	(令和4)	(令和5)		
		年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年1月末		
		(18, 224)	(18, 150)	(18,014)	(18,013)	(17, 899)	(17, 684)		
	要支援1	4.3	4. 4	4.4	4. 4	4.4	4.4		
	要支援2	3.0	3.3	3.5	3.6	3.5	3.4		
第 1	要介護1	3.8	3.8	4.0	4.1	4.4	4.4		
第1号被保険者	要介護2	2.2	2.3	2.4	2.3	2.3	2.3		
保保	要介護3	1.8	1.8	1.7	2.0	1.9	2.0		
者	要介護4	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.0		
	要介護5	1.5	1.3	1.3	1.2	1.3	1.2		
	合計	18.6	19.0	19.3	19.8	19.9	19.7		

資料:見える化システム

認定者の割合の推移状況をみると、要介護1が緩やかな上昇傾向にあり、2023(令和5) 年1月末には22.3%となっています。

また、認定者の割合を県・他市と比較すると、要支援1の割合が高く、善通寺市に次いで 第2位となっています。

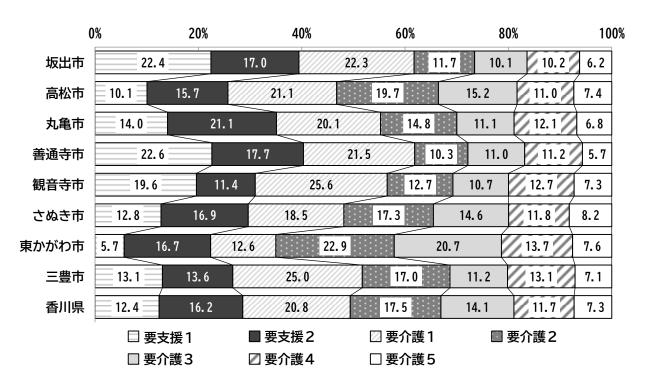
要支援・要介護認定者数と認定者割合の推移

単位:人、%

区分		認定者数							
		2018	2019	2019 2020 2021		2022	2023		
		(平成30)	(平成31)	(令和2)	(令和3)	(令和4)	(令和5)		
		年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年1月末		
		(18, 224)	(18, 150)	(18, 014)	(18, 013)	(17, 899)	(17, 684)		
	要支援1	775	795	790	796	792	783		
	女义]及[22.9	23.1	22.7	22.3	22. 2	22.4		
	要支援2	552	604	636	655	620	594		
	女义]及[16.3	17.5	18.3	18.3	17.4	17.0		
	要介護1	688	695	716	746	785	778		
		20.3	20.2	20.6	20.9	22.0	22.3		
第 1	而入 洪 1	408	425	426	418	419	409		
第1号被保険者	要介護2	12.0	12.3	12.3	11.7	11.8	11.7		
保保	要介護3	337	324	306	356	346	354		
者	女月茂3	10.0	9.4	8.8	10.0	9.7	10.1		
	要介護4	353	370	360	382	373	355		
	女月茂4	10.4	10.7	10.4	10.7	10.5	10.2		
	要介護5	273	230	243	219	228	217		
		8.1	6.7	7.0	6.1	6.4	6. 2		
	合計	3, 386	3, 443	3, 477	3,572	3, 563	3, 490		
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

資料:見える化システム

県下8市の要支援・要介護認定者割合の比較



資料:見える化システム【2023(令和5)年1月末時点】

認定率の状況を他市と比較すると、他市と同様に上昇しています。また、2018 (平成 30) 年3月末からの伸び率は2番目に高い状況となっています。

また、2020(令和2)年までは県と比べて低い数値で推移していましたが、2021(令和3)年3月末以降は県を上回る数値での推移となっています。

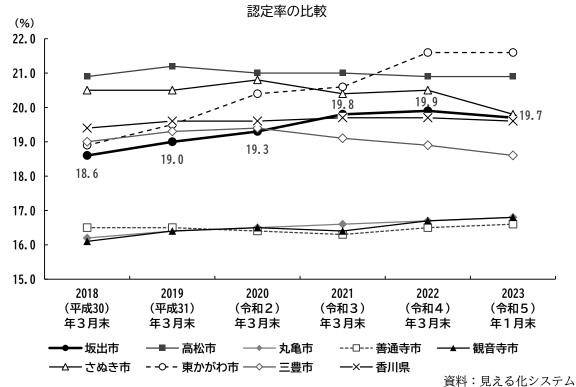
認定率の比較

単位:%

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
項目	(平成30)	(平成31)	(令和2)	(令和3)	(令和4)	(令和5)
	年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年3月末	年1月末
坂出市	18.6	19.0	19.3	19.8	19.9	19.7
高松市	20.9	21. 2	21.0	21.0	20.9	20.9
丸亀市	16.2	16.4	16.5	16.6	16.7	16.8
善通寺市	16.5	16.5	16.4	16.3	16.5	16.6
観音寺市	16.1	16.4	16.5	16.4	16.7	16.8
さぬき市	20.5	20.5	20.8	20.4	20.5	19.8
東かがわ市	18.9	19.5	20.4	20.6	21.6	21.6
三豊市	19.0	19.3	19.4	19.1	18.9	18.6
香川県	19.4	19.6	19.6	19.7	19.7	19.6

資料:見える化システム

厚生労働省【「介護保険事業状況報告」年報(令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)】



3 日常生活圏域について

(1) 第9期計画における日常生活圏域

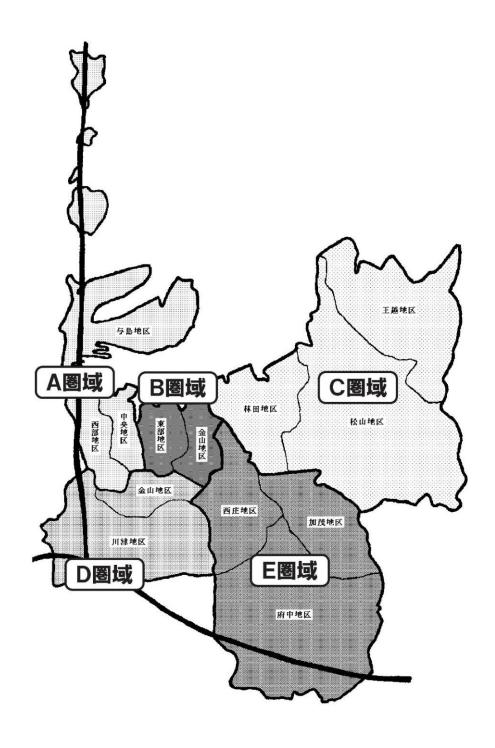
第3期計画から現在の日常生活圏域(5圏域)を設定し、地域密着型サービス事業所等の基盤整備や日常生活圏域ニーズ調査による地域分析に基づき、高齢者福祉事業など各種 事業を行ってきました。

引き続き、第9期計画における圏域の設定についても、中学校区を基本(坂出中学校区 および白峰中学校区が広範囲に及ぶため、両校区を2区に区分)として、地域包括ケアシ ステムの深化・推進に取り組みます。

第9期における日常生活圏域

圏域	町名						
【A圏域】 与島・西部・中央地区	川崎町 常盤町 新浜町 沙弥島 西大浜北	坂出町 八幡町 富士見町 与島町 西大浜南	御供所町 白金町 文京町 岩黒	宮下町 寿町 青葉町 櫃石	中央町 本町 駒止町 番の州町	築港町 元町 瀬居町 沖の浜	
【B圏域】 東部・金山(江尻町) 地区	京町入船町	室町 谷町	旭町 江尻町	横津町	久米町	昭和町	
【C圏域】 林田・松山・王越地区	林田町	神谷町	高屋町	青海町	大屋冨町	王越町	
【D圏域】 金山 (江尻町を除く)・川津地区	池園町川津町	大池町	花町	小山町	笠指町	福江町	
【E圏域】 西庄·加茂·府中地区	西庄町	加茂町	府中町				

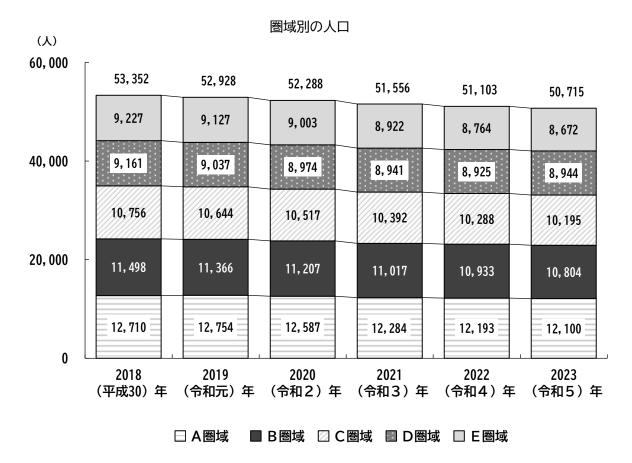
《日常生活圏域図》



(2)日常生活圏域の状況

① 圏域別の人口

圏域別の人口は、2018 (平成30) 年に比べ、すべての圏域で減少しています。2018 (平成30) 年から2023 (令和5) 年にかけての減少幅が最も大きいのはB圏域で6.04%減、次いでE圏域が6.01%減となっており、最も小さいのはD圏域で2.37%減となっています。

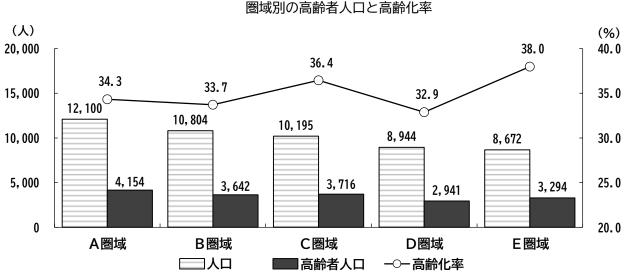


資料:住民基本台帳【各年10月1日現在】 ※2023(令和5)年は4月1日現在

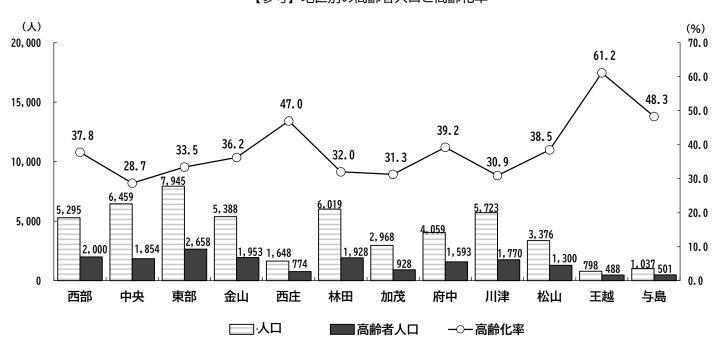
② 圏域別の高齢者人口と高齢化率

圏域別の人口は、A圏域が 12,100 人と最も多く、次にB圏域が 10,804 人となっています。高齢者人口はA圏域が 4,154 人と最も多く、次いでC圏域が 3,716 人となっています。

また、高齢化率はE圏域の 38.0%が最も高く、D圏域の 32.9%が最も低くなっています。



資料:住民基本台帳【2023(令和5)年4月1日現在】

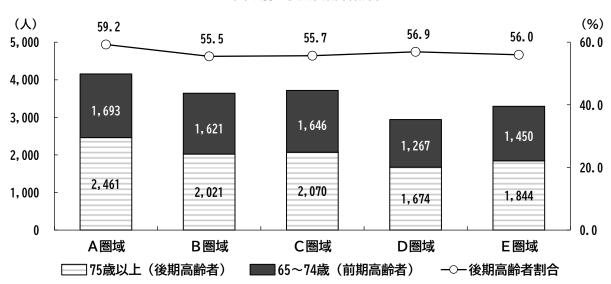


【参考】地区別の高齢者人口と高齢化率

資料:住民基本台帳【2023(令和5)年4月1日現在】

③ 圏域別の後期高齢者割合

圏域別の後期高齢者割合はA圏域が59.2%と最も高く、B圏域が55.5%と最も低くなっています。



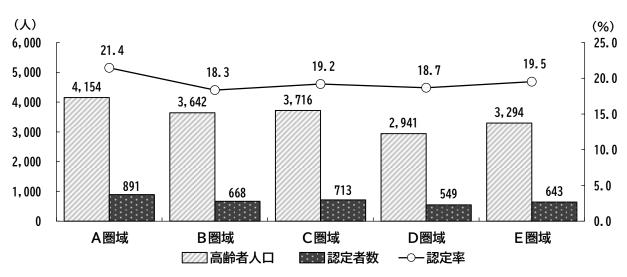
圏域別の後期高齢者割合

資料:住民基本台帳【2023(令和5)年4月1日現在】

④ 圏域別の認定者数

圏域別の認定者数はA圏域が891人と最も多く、次いでC圏域が713人、B圏域が668人となっています。

一方、認定率をみると、A圏域が 21.4%と 2割を超えていますが、その他の圏域では 2割未満となっており、E圏域が 19.5%、C圏域が 19.2%と続いています。



圏域別の認定者数

資料:住民基本台帳【2023(令和5)年4月1日現在】 介護保険事業状況報告書【2023(令和5)年4月末日現在】

4 アンケート調査結果について

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(2) 在宅介護実態調査

第3章 高齢者人口等の将来推計

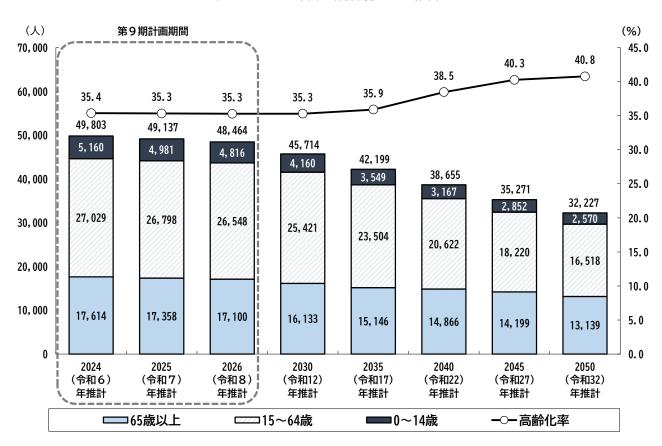
I 高齢者人口、要支援・要介護認定者数等の推計

(1) 人口推計

① 総人口および年齢3階層別人口の推計

本市の総人口は、2024 (令和6) 年推計の 49,803 人から 2026 (令和8) 年には 48,464 人と 1,339 人減少、2050 (令和32) 年には 32,227 人と 17,576 人減少すると予測されます。年齢3区分では、65歳以上、15~64歳、0~14歳のいずれも 2024 (令和6) 年以降は減少すると予測されており、2026 (令和8) 年では 65歳以上は 17,100人、15~64歳は 26,548人、0~14歳は 4,816人、2050 (令和32) 年では 65歳以上は 13,139人、15~64歳は 16,518人、0~14歳は 2,570人と予測されています。

総人口および年齢3階層別人口の推計

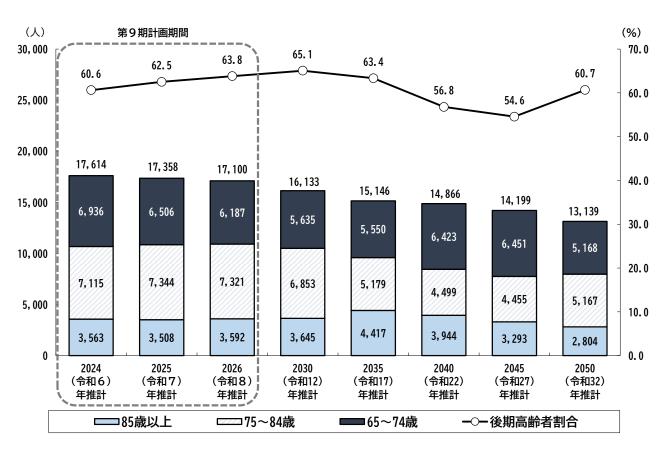


※推計にあたっては、2019 (令和元) ~2023 (令和5) 年 (各年10月1日現在) の住民基本台帳の人口により、 コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

② 65歳以上人口の推計

前期・後期高齢者人口の推計は、前期高齢者人口は2024(令和6)年から2035(令和17)年まで減少していますが、2040(令和22)年では増加に転じ、2050(令和32)年に再び減少する見込みとなっています。一方、後期高齢者人口は2024(令和6)年から2026(令和8)年まで増加していますが、それ以降は2045(令和27)年まで減少する見込みとなっています。

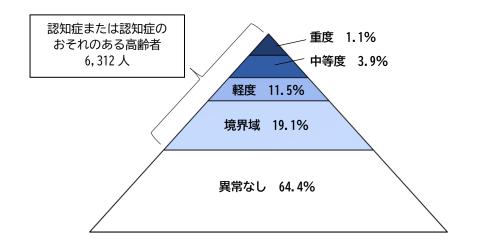
65歳以上人口の推計



※推計にあたっては、2019(令和元)~2023(令和5)年(各年10月1日現在)の住民基本台帳の人口により、 コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

③ 認知症高齢者数の推定値

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、認知症または認知症のおそれのある高齢者は 6,312 人と推定され、6 5歳以上の約3人に1人の割合となります。



※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を参考にし、未回答群も回答群と同じ程度のCPS (認知機能障害の程度)であろうという前提での推定値

※実際の人口値(住民基本台帳)を参考にして算出

(2) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数の推計では、2025(令和7)年時点で合計が17,358人、2040(令和22)年時点で合計が14,866人と見込まれます。

	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計	2045 (令和27) 年推計	2050 (令和32) 年推計
65~74歳	6,882	6,455	6,139	5, 591	5,507	6,373	6,401	5, 128
75~84歳	7,068	7, 296	7, 273	6,808	5, 145	4, 469	4, 426	5, 133
85歳以上	3,536	3,482	3,565	3, 617	4, 384	3, 914	3, 268	2, 783
計	17, 486	17, 233	16,977	16,016	15,036	14, 756	14,095	13, 044
高齢者数	17, 614	17, 358	17, 100	16, 133	15, 146	14, 866	14, 199	13, 139

第1号被保険者数の推計

※推計は2021(令和3)年~2023(令和5)年の高齢者数に対する第1号被保険者の出現率の平均を使用

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

2	圏域別	人口、	要支援。	要介護認定者数の	推計
_					4.1.3.4

(1) A圏域(与島・西部・中央地区)

(2) B圏域(東部・金山(江尻町)地区)

(4)	D圏域	(金山	(江尻町を除く)・川津地区)

(3) C圏域(林田・松山・王越地区)

第4章 計画の基本理念および基本目標

l 基本理念

2025(令和7)年には団塊の世代が75歳以上になり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者などが増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいを持ち暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者と高齢者を取り巻く環境や生活課題を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となってきています。これら高齢者と高齢者を取り巻く環境や生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、「地域で支え、助け合う」地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、高齢者に関する具体的な目標や施策を示すとともに、現在構築・深化に向け取り組んでいる地域包括ケアシステムが地域共生社会の基礎的役割を担うものであるとの認識のもと、前計画の基本的考え方や趣旨を継承し、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図るため、本計画の基本理念を「誰もが安心して いきいきと暮らせる 地域づくり」とします。

また、基本方針についても、本計画の期間において「地域包括ケアシステムの構築」の目途としていた2025(令和7)年を迎える中、前計画の基本的考え方や趣旨を継承し、団塊ジュニアの世代が高齢者となる「2040(令和22)年」を考え、長期的視点に立ち「2040(令和22)年を見据えた仕組みづくり」とします。

【基本理念】

誰もが安心して いきいきと暮らせる 地域づくり

【基本方針】

2040 (令和 22) 年を見据えた仕組みづくり

2 基本目標

(1) 健やかに 幸せな まちづくり

高齢者一人ひとりが、出来る限り元気に自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、健康づくりと介護予防の取組を通じて、健康寿命の延伸を図ります。生活習慣病や要介護状態等の予防を目的とした事業を実施することで、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者の元気な暮らしを支援していきます。

また、住民の主体的な支え合いや地域の資源を活かした地域づくりを推進し、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る「地域共生社会」を実現するために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる健やかに幸せなまちづくりをめざします。

(2) 楽しく 豊かな 生きがいづくり

高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により生きがいづくりを推進すると ともに、社会の担い手として活躍できるよう支援していきます。

また、高齢者の貴重な経験や知識・技術を活かし、生きがいと自信を持って活躍できるよう社会参加を促進し、住み慣れた地域で楽しく豊かに暮らし続けることができるよう施策の展開を図ります。

(3) 思いやりのある 地域ネットワークづくり

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、中 長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、在宅サービスと施設・居宅系サー ビスなど、バランスのとれたサービス提供体制整備に努めます。

また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い、在宅医療・在宅介護の 充実を図り、高齢者が日常生活の必要に応じて介護・医療・予防・生活支援といった支援を 受けられるよう、地域での関係者によるネットワークの強化に取り組むとともに、地域の 既存の社会資源と効果的に連携した、包括的な支援体制の整備を進めます。

3 施策の体系

基本理念

誰もが安心して いきいきと暮らせる 地域づくり

基本方針

2040 (令和 22) 年を見据えた仕組みづくり

基本目標

健やかに 幸せな まちづくり 楽しく 豊かな 生きがいづくり 思いやりのある 地域ネットワークづくり

具体項目

7	1件人口	
ı	介護予防と社会参加の推進	(I)介護予防の充実 (2)高齢者の社会活動支援
2	高齢者の生活を支える体制の充実	(1)「坂出ささえまろネットワーク」の充実 (2)在宅生活支援の充実 (3)安心して生活するための環境づくり (4)高齢者の権利擁護と虐待防止
3	認知症施策の推進	(I)認知症の理解を深めるための普及啓発 (2)認知症の人や関わる人への支援
4	包括的な支援体制の拡充	(1)地域包括支援センターの機能強化(2)地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進(3)在宅医療・介護連携の推進(4)重層的支援基盤の整備
5	介護サービスの質的向上	(I) 介護サービス事業所への支援 (2) 持続可能な介護保険制度運営

めざす姿

夢(生きがい)を持って 元気に わくわく 自分らしく 健やかで幸せなまちへ

第5章 計画の推進体制

l 全庁的な取組

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・介護など、高齢者に関わる問題を担当する 関係各課が連携し、支援を必要としている高齢者を早期に把握し、一人ひとりのニーズに対 応したサービスの提供に努めます。

また、市民および各種団体、保健・医療・福祉・介護の各分野の関係機関等との緊密な協力・連携を図る中で、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

2 広報体制の充実

介護保険サービス、健康づくりおよび介護予防に関する保健事業、福祉事業、地域福祉活動等さまざまなサービスや制度を含めた情報について、広報紙、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体や各種事業を通した広報活動を行い、市民への周知を図っていきます。介護保険の実施状況については、地域包括ケア「見える化」システムを効果的に活用して、積極的に情報提供を行います。

また、広報活動にあたっては、拡大文字や図などを用いて、可能な限り分かりやすい資料 の作成等を通じて、障がいのあるかたなどにも配慮した情報提供・周知に努めます。

3 PDCAサイクルを通じた地域マネジメントの推進

地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のためには、 保険者である本市による地域課題の分析と対応が必要であり、保険者機能を抜本的に強化し ていく必要があることから、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マ ネジメント」を推進していく必要があります。

具体的には、①地域包括ケア「見える化」システムなどを活用し、地域の実態把握・課題分析を行い、②実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けたさまざまな取組を推進して、④これらの取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う、というPDCAサイクルを繰り返し行うことが重要です。このため、実態や課題を踏まえて、本計画の最終年度である2026(令和8)年度における目標を設定し、関係者間で共有しつつ、目標の達成状況について、「坂出市介護保険事業計画運営推進委員会」等を通じて分析、評価、公表を行います。

第6章 施策の推進

l 介護予防と社会参加の推進

高齢者が充実して心豊かに住み慣れた地域で自分らしく、高齢期を過ごすためには、現役世代からの生活習慣病予防が重要です。心身の健康を維持し、健康な生活習慣に対して関心と理解を深めた自立支援と要介護状態になることへの予防や要介護状態の軽減・悪化を防止することが必要です。

また、要介護認定を受けていない元気高齢者は、地域の担い手として、様々な場面での活躍が期待されています。一人ひとりが自主的に健康づくりや介護予防に取り組めるように、地域と一体となって支援することが必要です。

(1) 介護予防の充実

ニーズ調査では、階段の手すり等を使用せずにのぼれるかなどの運動器機能についての 質問に対して、要支援認定者では、一般高齢者と比較すると「できない」と回答しているか たが多く、介護予防における運動器の機能向上や持久力の強化が必要です。

また、転倒経験回数や転倒への不安についての質問に関して、前回調査よりも微増していることや一般高齢者の介護・介助が必要になった原因は、「骨折・転倒」が最も高くなっています。

介護予防は、地域で暮らすすべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるようにするために、高齢者期からだけでなく、現役世代からの生活習慣病予防などの健康へ意識が必要であるため、健康づくり担当課と連携した取組を行っていきます。

≪けんこう課、かいご課≫

目標:介護予防・フレイル予防の充実

取組

新規	〇現役世代の生活習慣病対策と介護予防の連携した取組の実施	
	○多職種による、通いの場での介護予防に関する普及啓発	
拡充 ○「さかいで介護の日」での普及啓発		
	〇気軽に相談できる体制づくりの充実	

○オリジナル休埠	「ころばんで体操」	の並及政発
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 C 1 J A / J / L / A 1 * L	

- ○介護予防サポーター養成など地域での担い手づくり
- ○「出前講座」を通じてフレイル予防・介護予防に関する普及啓発
- ○「さかいで介護の日」での普及啓発

継続

- ○保健事業と介護予防の一体的の取組の推進
 - ◆転倒予防に特化した事業の実施
 - ◆認知症予防に重点をおいた取組の実施
 - ◆フレイル予防や生きがいづくりに目的にしたフレイル・オーラルフレイル予防対策の普及啓発

事業	現状	目標 (2026 年度)
出前講座の実施回数	63 回	75 回
一般介護予防事業の参加者数	6,396人	6,500人
介護予防サポーター活動者数		30 人
栄養士による栄養教室の実施回数	3 💷	10 回
出前講座「高齢者向けオーラルフレイル」開催回数	回/年	10回/年
後期高齢者のうち健康状態不明者数		
(医療・介護情報なしのかた)		

ニーズ調査結果		現状	目標 (2026 年度)
階段を手すりや壁をつたわらずにのぼ	一般高齢者	17. 7%	
れない割合	事業対象者	51.4%	
1,000 131	要支援認定者	76. 1%	
	一般高齢者	34. 5%	
過去1年間に転んだ経験のある割合	事業対象者	57. 8%	
	要支援認定者	64.6%	
	一般高齢者	51.4%	
転倒に対する不安の大きい割合	事業対象者	85.3%	
	要支援認定者	92. 7%	
	一般高齢者	19.9%	
高齢による骨折・転倒で介護が必要に なった割合	事業対象者	27. 4%	
2 >/CU1U	要支援認定者	29.6%	
高齢による衰弱で介護が必要になった	一般高齢者	17.5%	
割合	디데레티지	17.5%	

事業対象者	33.9%	
要支援認定者	22.7%	

(2) 高齢者の社会活動支援

高齢期の生活の質を高めるという観点からは、サービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一で関係ではなく、自らが生きがいを持ちながら、様々な機会を通じて支援しあうことができるよう、高齢者が主体的に活動(趣味・就業等)することが必要です。

ニーズ調査では、前回調査から引き続き外出を控えているかたが微増しており、その理由は「その他」が多く、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられます。また、要支援認定者では、生きがいや趣味が「思いつかない」と回答され、生きがいづくりの重要性の普及啓発や社会参加が介護予防につながることへの理解の促進が必要であり、高齢者が地域で担える役割づくりが必要です。

≪生涯学習課、学校教育課、けんこう課、ふくし課、かいご課≫

目標:健幸づくりの推進

取組

	〇かがわ健康ポイント事業との連携
	○高血圧や糖尿病の予防のための生活習慣病改善に向けての周知啓発
継続	○特定健康診査の受診勧奨
	○家庭訪問、健康相談、健康教育などのきめ細やかな保健指導の強化
	○適度な食事、適度な運動、禁煙などの生活習慣病改善の促進

事業		現状	目標 (2026 年度)
かがわ健康ポイント「マイチャレカード」発行数(坂出 市まち・ひと・しごと創成総合戦略 第2期)		420 人	500 人
特定健康診査・保健指導の実施率 (第3次坂出市健康増進計画)	特定健康診査 特定保健指導	37. 3% 18. 0%	60%
メタボリックシンドロームの該当者お よび予備軍の割合 (第2次坂出市健康増進計画)	男性女性		
ニーズ調査結果		現状	目標 (2026 年度)
健康状態が「とてもよい」「まあよい」の割合	一般高齢者 事業対象者 要支援認定者	79. 8% 60. 6% 48. 6%	

目標:生涯学習やスポーツ活動を通じての生きがいづくりの推進

取組

継続

○ラジオ体操広場の設置による普及活動 ○生涯楽習フェスタへの参加促進 ○生涯スポーツの普及 ○体力測定の実施 ○生きがいづくりのための各種講演会の開催(老人大学等)

評価指標

事業	現状	目標 (2026 年度)
ラジオ体操普及拠点数(ミニ広場含む)	U 475C	10 4/5
(坂出市まち・ひと・しごと創成総合戦略 第2期)	7 か所	13 か所

目標:高齢者の活動の推進

取組

新規	○通いの場への多職種による協力支援メニュー表の提供
	○老人クラブ等への参加促進および活動の多様化
	○小・中学生による地域の福祉施設との交流や行事等における高齢者など多
≪座≪≠	世代交流の促進
継続	〇民生委員や関係機関団体との連携
	〇シルバー人材センターの会員増に向けて広報活動
	○閉じこもり予防のため、住民主体の通いの場設置への支援

事業	現状	目標 (2026 年度)
「出前講座」による講師派遣	63 回	

ニーズ調査結果		現状	目標 (2026 年度)
	一般高齢者	95.4%	
週1回以上外出している割合	要支援認定者	74. 7%	

2 高齢者の生活を支える体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で生活するためには、「共助」の体制づくりが必要であり、医療・ 介護の連携の推進だけでなく、地域での自主活動を行っている自治会・地区社協・民生委員・ 老人クラブ・婦人会等の横断的な連携が求められています。

また、高齢者の安心・安全な生活を続けるために、生活環境の整備はもちろんのこと、高齢者の権利擁護に対する取組が必要であり、高齢者虐待防止・成年後見制度利用促進などの取組を行っていきます。

(1)「坂出ささえまろネットワーク」の充実

ニーズ調査では、地域づくりへの参加意欲に関して、一般高齢者では「是非参加したい」「既に参加している」「参加してもよい」が6割を超えており、社会参加への意欲がみられ、地域の高齢者への手助けについても、手助けしたいと思っているかたも6割を超えています。しかし一方で、たすけあいの質問項目に関して、他者との関わりが前回調査よりも全体的に低下していることから、参加意欲のある高齢者を既存の地域活動の担い手として支援すること、社会参加や社会的役割を持つことで生きがいづくりや介護予防につながることへの普及啓発活動を推進していきます。

≪ふくし課、かいご課≫

目標:地域住民が地域の課題を理解し、お互いに支えあう体制づくり

取組

○第2層協議体における、市内の情報の共有

○生活支援コーディネーターと連携した既存の取組の推進

継続

○民生委員による援護を必要とする住民への見守りや声かけと相談支援活動の推進

○地域の課題に応じた住民主体の活動創出の支援

目標:地域における各団体が行っている助け合い、支えあい活動の連携の推進

取組

継続

○配食・声かけ・見守り活動を実施している各団体の連携の推進

〇坂出ささえまろネットワーク井戸ばた会議開催を通じた、市民への普及啓

発

○地域の担い手を発掘するための普及活動

ニーズ調査結果		現状	目標 (2026 年度)
ギニンニ ノフ の 会加割る	一般高齢者	15.3%	
ボランティアへの参加割合	要支援認定者	5.9%	
地域でとしなの会加辛ウ(会加老)	一般高齢者	55.4%	
地域づくりへの参加意向(参加者)	要支援認定者	34.0%	
地域づくりへの参加意向(企画・運営)	一般高齢者	32.8%	
	要支援認定者	19.1%	

(2) 在宅生活支援の充実

本市では、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増えており、今後も増加していくと考えています。少しでも長く住み慣れた地域での生活を続けるための支援がより必要とされていきます。今回の在宅介護実態調査によると「施設等を検討していない」の割合が高く、また前回調査よりその割合が増加しています。

高齢者が住み慣れた地域で介護が必要になっても、安心して生活を営むことができるよう、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を中心に、地域の特性や実情に配慮した福祉サービスの整備・提供に努めます。

また、家族介護者支援について、介護者の仕事をはじめとする社会参加の継続維持、生活および人生の質の充実維持の確保の視点を加えることで、要介護者の介護の質・生活・人生の質の確保を目指します。

≪ふくし課、かいご課≫

目標:家族介護・在宅介護の支援

取組

○介護支援サービスの充実

◆在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業

継続

- ◆介護慰労金支給事業
- ◆寝具乾燥消毒サービス事業
- ◆老人入浴サービス給付事業

目標:ひとり暮らし高齢者等への支援

取組

○見守り協定事業の実施(郵便局、JA、新聞販売店等)

○介護支援サービスの充実

◆老人福祉電話貸与事業

継続

◆要援護老人給食サービス事業

〇高齢者見守り支援事業(坂出ほっとふれんず)による訪問活動を通じた二 一ズ把握と支援

○老人クラブによるひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅の訪問

(3)安心して生活するための環境づくり

本市では、高齢者が安心して暮らし続けられる環境を提供するため、都市整備や施設整 備、防災支援体制の強化を推進するとともに、高齢者の交通安全についても取り組んでき ました。

自宅での生活に対して不安や難しさを感じた場合など、高齢者が安心して生活するため に、一人ひとりの状況やニーズに合った選択ができるように、「住まい」の整備を務めます。

また、ニーズ調査では、外出の際に困ることについて、要支援認定者になるにつれ、「道 路などに階段や段差が多い」「公共交通機関の乗り降りが難しい」の回答が多くなっていま す。

そのため、高齢者だけでなく、障がい者など地域住民のすべてのかたが、生活しやすい 都市整備を進めるために、利用しやすい交通環境の整備、防災や交通安全の意識づくりに 努め、安全と安心のあるまちづくりを推進します。

≪建設課、都市整備課、危機管理課、消防本部、けんこう課、ふくし課、かいご課≫

目標:高齢者に適切な住まい環境の整備

取組

○軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老 人ホームの状況把握と情報提供

継続

- ○坂出市民間住宅耐震対策支援事業の推進
- ○住宅用火災警報器の普及活動

目標:高齢者や障がい者など地域住民が生活しやすい都市整備

取組

継続

○適切な歩道幅や段差解消、勾配の軽減等バリアフリーを考慮した街路整備

○高齢者や子どもの利用に配慮した公園などの整備

○デマンド型乗合タクシー、循環バスの利用促進

目標:交通安全の推進および高齢者の事故防止対策の強化

取組

	〇高齢者運転免許証自主返納支援事業
継続	〇高齢者の参加による交通安全キャンペーン
	〇高齢者交通安全教室の実施

目標:災害等や救急救命時を想定した支援体制の整備

取組

拡充	○個別避難計画 (BCP) の推進
	ONet 1 1 9 緊急通報システム
	○あんしん通報サービス事業
	○福祉避難所(二次避難所)の整備
	〇公共施設の耐震化工事
継続	○自主防災組織の活動の促進
	〇災害時の避難(避難行動要支援者避難支援計画[個別計画])の整備
	〇きんとキット (救急医療情報キット)、携帯カード、119番登録制度の普
	及啓発および消防本部との連携
	○老人大学での救急実技指導および防火講演

(4) 高齢者の権利擁護と虐待防止

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれており、そのような高齢者が各種手続きや金銭管理等を行うことが困難なことから、必要な支援やサービス利用につながっていないケースが増加すると考えられます。高齢者が住み慣れた地域において、尊厳を持ち、安心して暮らし続けていくためには、権利擁護の取組が重要です。

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者による高齢者虐待および養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、計画的に高齢者虐待防止対策に取組ます。

また、「坂出市成年後見センター(坂出市社会福祉協議会)」を中核機関とし、本市や成年 後見制度とかかわりのある専門職や関係機関と連携し、制度の周知啓発や相談支援、利用 促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う成年後見制度の利用を通じた本人 の意思決定支援に引き続き取り組んでいきます。

≪ふくし課、かいご課≫

目標:高齢者の虐待防止

取組

廿去	〇高齢者虐待防止マニュアルの活用
拡充 	○警察、病院、サービス事業所等関係機関との連携の強化
継続	〇老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用

目標:高齢者の権利擁護

取組

〇成年後見制度利用支援事業

◆市長申立て

継続

◆成年後見人等報酬助成

○坂出市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業との連携

○坂出市権利擁護専門委員会での対応事例についての検討

目標:成年後見制度の利用促進

取組

継続

○成年後見制度利用促進体制整備事業の推進

○専門職、関係機関との地域連携ネットワークの構築

(周知啓発・受任調整・後見人支援)

○坂出市成年後見センターとの連携

○市民後見人養成を通じた担い手の確保

事業	現状	目標 (2026 年度)
市民後見人養成者数	19 人	

3 認知症施策の推進

ニーズ調査より、認知症またはそのおそれのある高齢者の推定値を算出したところ、6,312 人と推定され、65歳以上の約3人に1人と推計される中、認知症のかたに対して、見守りや 声かけ、傾聴などの支援ができると回答した高齢者は多くなっています。

また、在宅介護実態調査では、在宅生活継続に向けて、主な介護者が特に不安に感じることとして「認知症状への対応」の割合が最も多くなっています。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、 認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人の 意思決定の支援、認知症の人本人からの発信の支援に取り組む必要があります。

本市では、これまで「認知症初期集中支援事業」や「もの忘れ・けんしん」等早期発見・早期対応の体制づくり、「認知症サポーター養成講座」を地域住民対象に、幅広く開催することで、認知症になっても安心して生活できる地域づくりに積極的に取り組んできました。

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、 認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、認知症 施策推進大綱にある「共生」と「予防」の概念を踏まえつつ、下記の取組を積極的に推進しま す。

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 予防
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- 5 研究開発・産業促進・国際展開
- ※上記1~5は認知症の人やその家族の意見を踏まえ、推進する。

(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発

認知症になっても、住み慣れた地域で生活するためには、地域に住むすべてのかたが正 しい知識を持ち、認知症のかたやその家族に対しての理解を深めることが必要です。

本市では、これまで取り組んできた認知症サポーター養成講座の開催を継続するととも に、世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)とも連動した普及啓発を各課と連携しなが ら取り組みます。

また、認知症になるのを遅らせたり、認知症になっても進行を緩やかにするための、「認知症予防」の必要性の普及啓発を行い、一人ひとりが自分のこととして捉え、若い世代から認知症予防を含めた健康づくりの意識づけに努めます。

目標:認知症を正しく理解し、支え合う地域づくり

取組

拡充	〇世界アルツハイマーデーと連動した普及啓発の取組
	〇幅広い対象者への認知症サポーター養成講座の実施
継続	○認知症サポーター養成講座修了者へのフォローアップ研修の開催
	○認知症ケアパスの利用促進

評価指標

事業	現状	目標 (2026 年度)
認知症サポーター養成講座	4,603人	5,000人
認知症サポーターフォローアップ研修受講者数	年間0人	年間 30 人

目標:認知症予防に対する知識の普及啓発

取組

拡充	○生活習慣病や□□モ予防担当部署との連携の強化
継続	○認知症予防につながる運動・栄養改善・社会参加活動の重要性の啓発

(2) 認知症の人や関わる人への支援

認知症の本人やその家族が地域で孤立することを防ぐために、認知症の早期発見・早期対応することで、住み慣れた地域で長く生活できるように支援するとともに、認知症の理解を深める取組の中で、認知症の人本人からの発信をもとに、暮らしやすい環境整備や地域の人の理解につなげる取組を行います。

ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知度については 25%程度となっており、 前回調査から大きな変化はありません。出前講座などのさまざまな機会を捉えて周知を行 い、本人・家族にとって身近な相談支援体制の充実を図ります。

また、認知症疾患医療センターや専門医療機関等と初期集中支援チームとの連携を強化することで、認知症のかたの切れ目ない支援の推進に努めます。

目標:早期発見・早期対応の推進

取組

○「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知

○認知症初期集中支援チームと連携の強化

拡充

(かかりつけ医、専門医療機関、認知症疾患医療センター、歯科医療機関、 薬局、民生委員、地域住民等)

目標:本人や家族の視点を取り入れた施策の推進

取組

新規	〇チームオレンジの発足
长女	○認知症カフェ「さかいでオレンジかふぇ」の周知と連携の強化
拡充	○認知症の身近な地域の相談窓口の周知

事業	現状	目標 (2026 年度)
認知症カフェ参加者数	419 人	500 人
おかえり支援事業者数	60 事業所	70 事業所

ニーズ調査結果		現状	目標 (2026 年度)
認知症の相談窓口について知っている	一般高齢者	25.0%	30.0%
割合	要支援認定者	25.7%	30.0%

在宅介護実態調査結果		現状	目標 (2026 年度)
認知症自立度別・今後の在宅生活の継	自立+ I	15.8%	
続に向けて、主な介護者が不安に感じ	п	59.7%	
る介護の認知症状への対応の割合	Ⅲ以上	46.7%	

※認知症高齢者の日常生活自立度

- I・・・何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している
- Ⅱ・・・日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意して いれば自立できる
- Ⅲ・・・日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする

4 包括的な支援体制の拡充

高齢者のニーズは、それぞれ異なり、ニーズに応じたさまざまな生活支援サービスが日常 生活の場で適切に提供される必要があります。そのため、地域ケア会議等を活用し、高齢者 の支援の充実と高齢者を支える地域づくりを同時に行っていく必要があります。今後も、既 存の社会資源や課題を多角的に把握し、地域包括支援センターと関係機関との互いの役割を 明確にしながら、体制の構築を図り、高齢者の自立支援・重症化防止に資する取組を推進し ます。

本市では、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野で実施されている事業を一体的に実施することで、近年増加傾向にある、分野をまたぐような生活課題を抱える地域住民に対し、関係課および関係機関とケース会を開催するなど連携して支援しており、概ね包括的な支援ができていますが、包括的支援体制の構築を強化するため、重層的支援体制整備事業によって各分野の事業を一体的に実施し、ヤングケアラーや8050問題など、高齢者を含めた分野を超えた課題を抱える地域住民に対する支援をより効果的に実施することで地域共生社会の実現をめざしていきます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域住民の心身の健康保持および生活の安全のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括ケアシステムを構築していく上での中核的機関としての役割も担っています。

今後は、地域包括支援センターの業務内容を周知啓発することで相談を行いやすい環境 の構築を進めるとともに、多問題を抱えた世帯への支援につなげるための体制づくりに努 めます。

目標:地域包括支援センターを中心とした相談体制の推進

取組

新規	○重層的支援に対する体制の整備
継続	〇「介護と育児」や「介護と介護」を同時に担う「ダブルケア」への支援

事業	現状	目標 (2026 年度)
「ダブルケア」に関する相談支援	12 回	12 回
重層部内連絡会議		12 回

ニーズ調査結果		現状	目標 (2026 年度)
認知症の相談窓口として地域包括支援	一般高齢者	58.0%	65.0%
センターを知っている割合	要支援認定者	53.7%	65.0%

(2)地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活するためには、公的なサービスの提供だけでなく、地域の関係機関や支援者とのネットワークを構築するとともに、本人や家族からのさまざまな相談に対応し、情報提供を行うなかで必要な支援やサービスにつなげることが重要です。

そこで、地域課題やニーズを把握し、高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤、社会資源の整備を進めるため、多職種による地域ケア会議の充実を図ります。

また、高齢者一人ひとりの実情に応じた適切な支援につなげるとともに、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの向上のため、各種研修会や意見交換などを通じて、ケアマネジメント機能の充実に努めます。

目標:多職種連携による地域ケア会議の充実

取組

継続

○ケアマネジャーの資質向上のための新規ケアプランチェック事業

○自立支援にむけた事例検討会の実施(要支援者を対象)

○地域課題を把握し、社会資源の開発や政策形成につなげるための地域ケア 会議に開催

目標:包括的・継続的なケアマネジメントの推進

取組

※続 ○自立支援・重症化防止に資するための研修の充実

○困難事例の検討のためのケース検討会の開催

事業	現状	目標 (2026 年度)
新規ケアプランチェックの実施	週1回	週1回
自立支援のための事例検討	月2回	月2回
地域ケア会議	2 回	4 🛮

(3) 在宅医療・介護連携の推進

地域住民が疾病等を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常の 療養から急変時の対応、看取りまで切れ目ない医療サービスを提供することが必要です。

高齢単身世帯や 85 歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が一層高まっています。ニーズ調査では、病院や施設ではなく住み慣れた自宅で最期を迎えることを希望している高齢者は少なくないことから、高齢者本人や家族の希望に応じて自宅で療養することができる体制を充実させることが求められています。

今後も、坂出市医師会在宅医療介護連携支援センター(コーディネーターを配置)中心 とし、在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供できるように、医療・介護関係者が顔の 見える関係づくりを取り組んでいます。

また、ニーズ調査では、自分の希望する治療やケアについて、家族等と話し合ったことがあるかたの割合が前回調査より増加しています。人生の最終段階における医療、看取り等への市民の理解を深めるための普及啓発を行うとともに、医療・介護関係者が高齢者本人の意思を共有し連携が図れる体制をめざします。

目標:在宅医療・介護連携に関する相談窓口等の周知啓発

取組

	〇「エンディングノート」等を利用した ACP(アドバンスケアプランニング)
	に関する周知啓発
拡充	〇「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面
	ごとに対する支援の促進
	〇市民を対象とした「看取り」や「終末期」に関する講演会の実施
	〇コーディネーターを中心とした相談窓口の周知啓発
継続	〇地域の在宅医療や介護の資源の把握(情報収集、リスト化、マップ化)
	〇本人の意見を尊重とした意思決定支援の促進

ニーズ調査結果		現状	目標 (2026 年度)
治療・ケアについて家族と話し合った	一般高齢者	23.0%	
ことがある割合	要支援認定者	44.9%	
希望する治療・ケアについて書面を作	一般高齢者	3.8%	
成している割合	要支援認定者	15.7%	

目標:切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

取組

拡充	〇医療・介護関係者の情報共有の支援(情報共有ツール)
	〇医療・介護関係者の顔の見える関係づくり(多職種研修会)
継続	〇医療・介護関係者等による事例検討会(レコルデ在宅)
	○多職種連携の実践のためのグループワークの実施

事業	現状	目標 (2026 年度)
事例検討会の開催 (レコルデ在宅)	6 回	6 回

(4) 重層的支援基盤の整備

令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布 され、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制の構築を推進する ための手法として、①包括的な相談支援の体制、②参加支援、③地域づくりに向けた支援 の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野で実施されている事業を一体的に実施することで、近年増加傾向にある、分野をまたぐような生活課題を抱える地域住民に対し、行政、関係機関・各種団体、社会福祉協議会等が連携しながら支援していくための事業です。

また、血縁・地縁といった共同体の機能が低下した今、地域社会の中でつながりを失い 生活課題が深刻化してしまうケースを減らすため、地域や福祉分野、また、それ以外の多 様な分野へのつながり作りも併せて実施していくものです。

本市では、包括的支援体制の構築を強化するため、重層的支援体制整備事業によって各分野の事業を一体的に実施し、制度の狭間やヤングケアラーや8050問題などの世帯全体が抱える複雑化・複合化した生活課題に対応していくため、高齢者を含めた地域住民に対する支援をより効果的に実施することで地域共生社会の実現をめざしていきます。

目標:●●●●●●●●●●●●●

取組

新規	
拡充	
継続	

事業	現状	目標 (2026 年度)

5 介護サービスの質的向上

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等が、住み慣れた地域で日常生活が 継続できるよう、介護サービス提供体制の充実や在宅と施設の連携等地域における継続的な 支援体制の整備を図ります。

効果的・効率的な介護給付の推進には、利用者が、その要介護状態区分等に応じて、最も 適切な介護を受けることができるよう利用者の希望を最大限に尊重しながら事業者が適切に サービス提供することで、その結果として、費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図っ ていきます。

また、介護保険サービス等を提供する施設等に介護サービス相談員が訪問することで、利用者の相談に応じ、不安等の解消、権利擁護、また、介護事業所等における介護サービスの質的向上を図るよう努めます。

人材面では、介護保険サービス事業者等に対する研修等を定期的に行い、サービスの質の確保、向上に努めるとともに、介護サービス事業所が提出する申請書類等を簡略化することで事務の効率化を図るなど、介護人材の確保に努めます。

(1)介護サービス事業所への支援

介護サービスを必要としている高齢者等が、適切なサービスを必要時に利用できるよう 繋げていくことで、既存施設等の利用向上を図っていきます。また、介護サービス事業所 への継続的な相談、支援を行うことにより、介護サービスの質的向上に努めます。

事業者に対する指導・監督については、利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置き、 精度管理の適正化と、よりよいケアの実現に向けて助言を行います。

目標:介護サービスの質的向上

上

取組

継続

○介護サービス事業所への継続的な相談、支援による介護サービスの質の向

(2) 持続可能な介護保険制度運営

介護保険制度運営には、持続可能性の確保が必要です。そのため、利用者がその選択により、その要介護状態区分等に応じて、最も適切な介護サービスを、事業者が適切に提供し、これにより適切なサービス提供を確保することが重要であると考えています。

また、要介護認定の適正化、ケアプランの点検等を通じ、介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の運営につながると考えているため、今後も様々な方法で介護給付の適正化を行っていきます。

介護保険制度は、利用する高齢者自身が理解しにくいという声があるため、出前講座や 広報紙等による介護保険制度に関する情報提供をすること、わかりやすい説明方法や気軽 に相談できる体制づくりに努めるほか、ホームページ等を更新し、常に最新の情報を提供 していきます。

介護支援相談員等に対しては、引き続き絡協議会等を通じ、保険制度の円滑な運営に努めていきます。

また、介護現場の業務効率化、事業者の負担軽減を目的として、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を進めます。

目標:効率的・効果的な介護給付の促進

取組

- ○介護給付適正化計画に沿って計画的に実施し、検証・評価・見直しを行う
 - ◆要介護認定の適正化
 - ◆ケアプランの点検
 - ◆住宅改修・福祉用具の点検
 - ◆医療情報との突合・縦覧点検
- ○介護サービス相談員派遣事業の実施
- ○第三者行為求償の取組拡大
 - ○介護サービス相談員、認定調査員の各種研修への参加
 - ○離島等サービス確保対策事業の推進
 - ○実地指導等を通じたサービス事業所への指導
 - 〇居宅介護支援事業者連絡会や地域ケア個別会議を通じた介護支援専門員 への助言
 - ○国が示す方針に基づく申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式 例の活用による標準化

継続

評価指標

事業	現状	目標 (2026 年度)
人-#-10-14-12-12-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-	相談員8名	相談員 12 名
介護相談員派遣事業		各施設月1回訪問

目標:介護保険に関する情報提供・啓発

取組

	0 4/ 1 1 W fr 0 0 -# 1000 #urb 0 -V00 11/24-#-b 0 88/W
	│○老人大学等での介護保険制度の説明、出前講座の開催
継続	〇広報紙、ホームページ等を通じた高齢者に配慮した情報の提供
	○制度改正に対応したパンフレットの作成、医療機関への配布

目標:介護人材の確保および資質の向上

取組

継続	〇県の実施する人材育成研修等の教育機会の活用支援
	〇介護の魅力を発信することによる介護人材の発掘

第7章 介護保険事業費の見込みおよび保険料

l 介護保険事業の見込み

- (1) 居宅サービス
- ① 訪問介護

② (介護予防)訪問入浴介護

③ (介護予防)訪問看護

④ (介護予防)訪問リハビリテーション

⑤ (介護予防)居宅療養管理指導

⑥ 通所介護

⑦ (介護予防)通所リハビリテーション

⑧ (介護予防)短期入所生活介護

⑨ (介護予防)短期入所療養介護〔老健〕

⑩ (介護予防)福祉用具貸与

⑪ 特定(介護予防)福祉用具購入費

⑫ (介護予防) 住宅改修

③ (介護予防)特定施設入居者生活介護

⑭ 介護予防支援・居宅介護支援

(2)施設サー	ビス
١.	_	/ /IIKAX /	ㄴᄉ

① 介護老人福祉施設

② 介護老人保健施設

③ 介護医療院

(3)	地域密着型サー	ドフ
しつし	地域省有空サー	レヘ

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

② (介護予防)認知症対応型通所介護

_	(A ==== = 1)	
3	(小锤-头(片)	小規模多機能型居宅介護
ullet		1) がにアンドがに土口ってい 咳

④ (介護予防)認知症対応型共同生活介護

	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
6	看護小規模多機能型居宅介護				
0	有				

⑦ 地域密着型通所介護

(4)介護給付費

(5)	귀	₹	公众,	(·弗
ιο	,	ᄁ	١Л	ボロ′	I١I	Ħ

(6)標準給付費等

(7) 地域支援事業費

2 介護保険料基準額の設定

- (1) 保険料の設定にあたって
- ① 介護保険給付費の財源

② 地域支援事業費の財源

(2) 第1号被保険者保険料

① 費用の負担割合

② 保険料収納必要額の算定

③ 第9期の介護保険料の算定

資料編

- l 坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画について(提言)
- 2 計画策定の経過
- 3 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会設置要綱
- 4 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会委員名簿
- 5 用語解説